

緊急決議 集団的自衛権の行使容認の閣議決定は許されない

安倍政権は、7月1日にも、集団的自衛権の行使を可能とする憲法解釈の変更を閣議決定する方針とされる。

日本国憲法の下で集団的自衛権の行使をなしえないことは、条文解釈上当然のことであり、これまでたびたび政府も確認してきたことである。憲法の規定に従い、その制約の中で政策遂行すべき政府が、これまでの憲法解釈と正反対の解釈を突如として採用することは、立憲主義に反し、政府の権限を全く逸脱するものであり、許されない。

今回の憲法解釈変更は、戦争の危機を前提として8つの事例を提示し、これらに対して憲法解釈を変更して武力による解決を図る意思を示すものである。そもそも、これら8事例のような事態は突然発生するものではなく、そのような事態に至らないような不断の平和外交の努力を進めることこそ、日本国憲法の定めた政府の使命である。安倍政権が憲法解釈変更を強行するならば、それは日本が対外政策を軍事依存に偏重させる意思表示となる。しかも、これら8事例の想定は、外交相手国を敵国と想定する役割をはたす。すなわち、安倍政権の企てる憲法解釈変更は、日本みずから戦争の危機を惹起するものである。このような冒険的、好戦的な行為をなすことは許されない。

さらに、集団的自衛権行使は、観念的な8事例よりは、米国が自国の戦争において日本に参戦を求める事態として現実化する可能性はるかに大きい。政府・与党の言う「限定」は、集団的自衛権行使の容認という「原則」の変更の前には、実質的な意味を持たない。これまで湾岸戦争、アフガニスタン戦争、イラク戦争などへの参戦を求める米国に対して、日本政府は「憲法上の制約」をカードとして参戦を拒否してきた。安倍政権の憲法解釈変更は、このカードを日本政府が自ら捨てることを意味する。米国の戦争に自ら巻き込まれて、自衛隊が出撃して相手国の兵士や民間人を殺したり、自衛隊員や文民の日本国民が「戦死」したりする懸念が現実化するのである。このような政策決定は許されない。

私たちは、平和で持続可能な社会を構築することを科学者の使命と自覚する学会として、安倍内閣が集団的自衛権の行使容認の解釈変更を行うことが、立憲主義の原則からも、対外政策上も重大な誤りであることを繰り返し表明してきた。私たちのみならず多数の専門家団体や国民が、強い反対を表明している。これらへの指摘を無視して閣議決定を強行することは、歴史的な蛮行である。本会は改めて安倍政権が集団的自衛権容認の閣議決定を行わないことを求める。

2014年6月29日

日本科学者会議 50期第2回常任幹事会